

議事要旨(要点)

会議名称	第17期第9回男女平等参画推進審議会
開催日時	令和6年10月29日(火曜日) 午後7時00分～午後9時00分
開催場所	女性総合センター 第3学習室
次第	1 会長挨拶 2 議事 (1)立川市第8次男女平等参画推進計画 骨子案について (2)立川市第8次男女平等参画推進計画 基本テーマごとの施策に紐づく事業について
配布資料	資料11 立川市第8次男女平等参画推進計画骨子案(24.10.29時点) 資料12 立川市第8次男女平等参画推進計画 基本テーマごとの施策と事業(24.10.29現在案) 資料13 市の各種計画の関係イメージ図(立川市第7次男女平等参画推進計画より抜粋)
出席者	[委員] 秋山俊、八幡真由美、山根純佳、井上清美、坂本澄子、佐藤良子、矢野美智子、坂本利光、鈴木美智子、千葉雄太、津崎結子 (欠席 伊東祐也) [事務局] 岡崎尋美(男女平等参画課長)、安藤悠佑(男女平等参画係長)、 梅澤千枝(男女平等参画係) [事務局補助] 株式会社グリーンエコ
公開及び非公開	公開
傍聴者数	2人
会議結果	1.会長挨拶 2.議事 議題(1) 立川市第8次男女平等参画推進計画 骨子案について ① 事務局より、前回の審議内容を踏まえ事務局案として修正した骨子案(資料11)について説明 ア)基本テーマを概要欄等へ移行するなど体裁を整え、内容は変更なし。 イ)12月議会にて骨子案として報告予定。 ② 委員意見、質疑等 特になし 議題(2) 立川市第8次男女平等参画推進計画 基本テーマごとの施策に紐づく

	<p>事業について</p> <p>① 事務局より、資料12、資料13について説明</p> <p>ア) 男女平等参画推進計画は立川市男女平等参画基本条例9条に基づく男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、立川市長期総合計画の個別計画として策定。男女平等参画はあらゆる分野に共通する課題があるため、関連する他部署の個別計画も男女平等参画の理念に基づき取り組みを進めている。</p> <p>イ) 第8次男女平等参画推進計画については審議会からの答申を受け、第7次男女平等参画推進計画における基本テーマおよび施策を継続する。</p> <p>ウ) 「継続(一部修正)」と「新規」について審議していただく。「継続」について、ご意見等あれば事務局までご連絡いただきたい。</p> <p>② 委員意見、質疑等</p> <p>整理番号3</p> <p>ア) 事業概要案に『情報紙アイム』という言葉がなくなって、『その他のツール』に変わっている。情報紙アイムは廃止となるのか。昔は年3回だったがこの30年で縮小され、現在は年1回の発行。貴重な情報が載っている情報紙だと思うので、できたら継続してほしい。</p> <p>事務局) 今まで情報紙アイムは年1回広報に折り込みという形で発行していたが、来年、広報たちかわをリニューアルする計画がある。情報紙アイムのような男女平等参画に関する特集がなくなるということではない。</p> <p>イ) 情報紙が一切なくなる自治体はあるか。</p> <p>事務局) 情報紙がなくなる傾向かどうかは把握していないが、多くの自治体で男女平等の情報紙はあるのが通例という印象。</p> <p>ウ) ほかの情報紙は継続で情報紙アイムだけがなくなるのか。</p> <p>事務局) 男女平等参画課以外にも教育委員会や産業振興課でも折り込みから特集ページへ切り替える方針で進んでいる。継続して折り込みでやる場合には、配布の委託料や印刷製本費、その他の費用が全て上乗せとなる。来年度予算等で認められるかどうかは定かではなく、継続した情報発信を考えると、1面を含んだ特集ページで紹介していただき、多少記事量が減って多くの人の目に触れることを重視し、進めていこうという結論になった。まだ不確定な部分があるので、その他のツールという表現となっている。継続して発行できる可能性もある。</p> <p>エ) 情報紙アイムは知らなくても広報は見ている人が多いので、広報に載るのにはいいと思う。</p>
--	---

整理番号 6

性自認をジェンダー・アイデンティティーという言葉に変えた理由は。

事務局) LGBT 法案が成立し、性的指向・性自認ではなくて性的指向・ジェンダー・アイデンティティーという表現を使っているため、合わせたもの。

整理番号 8

ア) パートナーシップ等制度を創設というのは、具体的にはどういうことか。

事務局) 東京都が令和 4 年 11 月から導入しており、立川市では都の制度を準用する形で進めてきたが、市長公約の1つとして条例等の制定に取り組む方向性となったこともあり、パートナーシップ宣誓制度等の導入について第8次計画に盛り込みたい。

イ) まだできていない制度の創設を目指すということが文章から伝わらない。また、制度の創設は大切だが、性の多様性への理解とイコールではない。パートナーシップ制度は支援の一部であり、創設することを当事者の方の支援とするような表現は変えたほうがいいと思う。多くの方への意識啓発が大切で、その一環として制度を導入するという旨の表現が良い。

ウ) 支援がまず何よりも重要で、そのためにパートナーシップ等制度を創設するということが表現されるとよいのではないか。

事務局) 当事者の方への支援は、現在東京都の制度を準用し実施している。今回は市長公約に関連してパートナーシップ宣誓制度について記載しているが、表現については再度考えたい。

整理番号 12

道徳授業地区公開講座とはどういうものか参考までに聞きたい。

事務局) 道徳授業地区公開講座は、道徳の授業を保護者や地域の方に公開するだけでなく、参加者と意見交換を行うなど、地域全体で道徳の授業について考える機会となっている。取り扱うテーマは学校ごとに異なるが、昨年、子どもたちを対象とした道徳の授業を大人に体験してもらい、いじめや傷つくことなどについて親も一緒に考え、親同士で意見交換行う内容を実施している学校があった。外部から講師を招く場合もある。

整理番号 17

女性委員の登用率の数値目標が 35%から 40%に上がっているが、35%は実現したため 40%となったのか。

事務局) 女性委員の登用率 35%は令和 5 年度末では達成できていない。ただし、年々伸びており、30%は超えている状況。東京都でも 40%を目標に掲げていることから、次の計画では 40%を目標とす

る案となっている。

整理番号 27～28

ア) グループ化を支援するという表現がなくなっている。グループ化できればよいと思うが、これは方針が変わったということか。

事務局) グループやネットワーク作りも含めた内容だが、グループ化だけを目的とせず、状況に応じて取り組めるような書き方に変更した。ネットワーク作りやグループ化への支援は、必要に応じて継続していきたい。

イ) 指標が難しいとは思うが、取り組むのであれば記載した方がいいと思う。ネットワークを作つて協力できるようグループ化を支援するという活動を行政が先頭を切つてやろうとするのであれば記載したほうがいい。実際はセミナーだけで、グループ化支援は行つていないのであれば削る方がいい。

ウ) 具体的な事業活動とあまり一致していなかつたため変更したということか。

事務局) ネットワークを作るという意味では今まで行つている。グループ化の捉え方が非常に難しく、参加者の方の様子を見ているとグループ化よりもネットワークやつながりが欲しいように見受けられる。今後は具体的な企業ノウハウを学ぶ機会に加え、ネットワークをつくる、仲間をつくることにも取り組んでいけたらと考える。

エ) ネットワークの表現は残すということよいか。

事務局) ネットワーク化の表現を残す形で修正する。

整理番号 32～34

ア) 「怪我や介護、生活習慣病その他の病気などを予防し、生涯を通じて健康でいられるよう」の表現に修正したい。命令されているような感じがするため。

事務局) 修正する。

整理番号 46

ア) 具体的な事業活動に「男性対象や男性も参加しやすい」とあり、男性の表現が続く。表現を変えることはできるか。

イ) 分かりにくければ、男性を対象とした講座、男性も参加しやすい講座というのはどうか。

事務局) 表現については再度修正・検討する。

ウ) 「夫婦や親子で参加するもの」という表現が、強制されているような気がするので「参加できるもの」というような表現にしたほうがいいと思う。

整理番号 55

保育課のワーク・ライフ・バランスが削除になつてることについて説明して

ほしい。

事務局)施策としては、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりという柱の中で保育課の所管になっている。資料3では、保育課の事業として「市内事業所における環境づくり」、事業概要としては「ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備に取り組むよう事業者に働き掛けを行います」と記載されている。年次報告では「幼稚園と保育園の機能を併せ持つ認定子ども園に対し適切な保育サービスが提供されるよう施設型給付費を支給した」とあり、あくまでこの計画上はワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備に取り組むよう事業所に働きかけを行うことを計画することから、当てはまらないので削除することとした。

整理番号56

③ の育児関連休暇の推進に、介護は入れないのであるのか。

事務局)修正する。

整理番号62

ア)ひとり親家庭のホームヘルパー派遣は、周知の問題もあるが、情報をきちんと当事者に届けることも具体的な事業活動の中に入れていただければと思う。利用率の低さや所得制限も関係あると思うが、なるべく多くの人に行き届くように周知していただきたい。

イ)子育て支援に入るかどうか分からぬが、今ヤングケアラーのこともひとり親家庭と一緒に議論されている。他県で男女共同参画の中にヤングケアラーの支援も家庭支援として入っているが、この資料ではどこにも入っておらず、入れるとしたら62か63だと考えるがどうか。

ウ)ヤングケアラー支援をどこに位置付けるのか、具体的な事業活動は難しい。入れるとすれば仕事と子育ての両立の支援の62~63、または介護・福祉分野での取り組みとして位置付けるのはどうか。

事務局)ヤングケアラーの子どもの支援は、どこに位置付けるか府内でも議論がある。調整して所管課を1つにするか、それ以外のところでヤングケアラーを含めた形で取り組むか含め、検討する。

エ)子育て支援ではあるが子どもへの支援ということがうまく位置付けづらいと思うが、ぜひ入れていただきたい。介護、障害、介護福祉に関する情報提供にもヤングケアラーに向けた情報が入ってもいいと思う。

オ)男女平等参画推進計画の中でヤングケアラーをどこまで入れるかは難しいと思うが、入れるとしたら整理番号58、59と考える。子ども家庭支援センターや地域福祉課で相談を受ける窓口として、どこまで行政側が主体的に動けるかというところもあるので、まずは窓口を作る。窓口を作った上で、どれだけの相談件数があるのかというのが成果指標となるのではない

か。主体的に動くとなるとまた別だが、取りあえず入れるなら整理番号 58、59 がマッチするのでは。
カ) できれば学校と連携してというような文言が入るとよい。

⇒ ヤングケアラーに関する記載は、次回以降の検討課題となった。

整理番号 6 7

空き店舗という言葉が削除されて、保育施設へ変更された背景は。

事務局) 所管課の子ども育成課・保育課に第7次計画の指標として記載された実態として、放課後子ども教室や保育園の出前保育としての園庭開放等がある。空き店舗の実態がなかったということで除くこととしたが、再度確認して反映したい。

整理番号 8 3～8 4

ア) 事業概要(案)の「デート DV 等」は、「等」の中に色々なものが含まれると考えればいいと思うが、さまざまな性暴力がデート DV の中に隠れてしまう。もう少し広く取ったほうがいい。付き合っている男女間のことだけでなく、配偶者等からの暴力の防止という観点からは、そこが大事だと思う。「性暴力、デート DV 等」のほうがいい気がする。

事務局) 基本テーマは配偶者等からの暴力の防止として、DV 防止法の関連。性暴力として広く捉えると、困難女性支援法として捉える方が適切とも考えられるため、法律の趣旨も踏まえて書き方を検討する。

- イ) 困難女性支援だけの関連とするのもちょっと違う。
- ウ) デート DV だけなくいろいろな形での性教育講座があると思うので、「デート DV・性暴力」のように可能であれば入れていただきたい。

整理番号 8 9

ア) 「男性向けにも相談することの意義等を啓発します」は、男性にも DV の被害時の相談の意義等を知ってもらうということだと思うが、分かりにくい。

イ) 女性の被害者だけじゃなくて男性の被害者が相談するという意味もあり、DV について男性に分かってもらう意味もある。例えば東京都のウィメンズプラザの相談は女性限定のイメージがあるが、立川市では男性も相談しているという発信であると受け取ったが、そうではないのか。

ウ) 男性向けに被害という言葉を隠す必要はなく、男性も被害を相談すると書いていいと思う。

事務局) こここの趣旨は「男性も相談していい」ということである。男性の被害者が相談しにくいという報道もあり、男性にも相談先があることを啓発していきたい。表現は修正する。

整理番号 90～91

ア) 婦人相談員から女性相談支援員に名称変更している。また、事業概要(案)の「外国人相談事業から女性相談支援員につなげる」は 90、91 も必要ではないか。

事務局) 外国人相談だけを明記しているので違和感があると思われる。さまざまな相談事業から内容に応じて女性相談支援員につなぐ、被害者が安心して相談できる環境を整えることを意味しているため、表現を修正する。

その他(息子からの暴力について)

息子から母親への暴力に関する相談はどこに当てはまるか。

事務局) 「配偶者等からの暴力防止」の「等」に含まれる。

その他(待機高齢者について)

ア) 待機高齢者についてはどのように考えるか。待っているあいだに亡くなっている人も多いことも考えていかなければいけないと思う。

イ) 待機児童はマスコミ報道されるが、待機高齢者は報道されない。高齢者の健康福祉か、ワーク・ライフ・バランスか。家族がいる場合にはワーク・ライフ・バランスの実現で、家族の介護負担を減らすような家族介護者の相談事業みたいなものがあるといいと思う。家族の介護はあまり見えてこない。介護者向けの相談窓口は基本的に地域包括支援センター以外にはないということか。また、独居の場合は施策どこに位置付けるかは難しい。

ウ) 待機高齢者数は、施設の場合にはカウントはできるが訪問介護やデイサービスはできない。

エ) 待機児童数はある程度行政で把握していると思うが、待機高齢者数を把握することは難しいのか。

オ) 前回も意見が出たが、自治体を越えて別自治体に入所するケースもあり、自治体での把握は難しいのでは。それでも把握できて改善していかなければその方がいいと思うので、相談件数、相談後に入所できた件数だけでも分かったらいいと思う。

カ) 要介護給付費のうち何%使われているかは、自治体ごとに分かる。介護保険全体でも 70%が使われていなくて、昔は 50%ぐらいまでしか使われていない。それだけサービスがないのか。市でデータは出せると思う。そういう情報収集くらいの項目だったら立てられそうな気もする

事務局) 家族の支援であれば整理番号 72 番 73 番辺りが親の介護への支援というところだが、独居の方の支援は男女平等参画推進計画でどういう位置付けができるのかというところ。あくまで男女平等の計画という枠の中で、色々な問題を捉えている。待機児童の問

	<p>題はワーク・ライフ・バランスの観点から捉えていることから、計画への掲載となると、男女平等施策と関連した書き方が必要になる。</p> <p>その他（民生委員について）</p> <p>民生委員が各種委員に置き換えられている背景は、地域の高齢者介護の状況を確認できる民生委員はとても重要な役割を果たしていると思うが、民生委員の表記が全て消えている。</p> <p>事務局）民生委員を外したわけではなく、民生委員含め、カウンセリング相談員や女性相談支援員を対象に研修等を行っていくため「各種委員」へ表現を修正している。</p> <p>閉会</p>
担当	総合政策部男女平等参画課男女平等参画係 電話 042-528-6801